

王滝村物価高騰対応緊急支援給付金 (住民税非課税世帯) (3万円/1世帯) のご案内

- 王滝村物価高騰対応緊急支援給付金事業(住民税非課税世帯) (1世帯あたり3万円)は、住民税均等割非課税世帯や令和6年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

給付金の支給時期

令和7年 6月15日受付分まで… 6月30日
令和7年 6月30日受付分まで… 7月15日
令和7年 7月15日受付分まで… 7月31日
令和7年 7月31日受付分まで… 8月15日

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和6年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和6年1月～12月の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

**お知らせ通知が
届いた世帯**

確認書が
届いた世帯

**口座の変更等が
なければ
手続き不要です**

返送が必要です

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です



◆申請期限：令和7年7月31日(木)
申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。
申請用紙は役場窓口にあります。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和6年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和6年12月13日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、王滝村役場から給付内容や確認事項が書かれた**確認書**が届きます。

- 中身を確認して、王滝村役場に**返送してください**。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- ③住民税課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと



世帯の中に、令和6年12月13日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に王滝村役場の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和6年1月以降の確定している収入と11月、12月分の収入見込額）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。）

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに王滝村役場の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(# 9110)にご連絡ください。

* お問い合わせは下記までお電話ください。

王滝村役場福祉健康課住民係

0264-48-2001

受付時間 平日8:30~17:15